期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

岩手県人事委員会

委員長 熊 谷 隆 司

岩手県人事委員会規則第9号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和39年岩手県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

改正前

(勤勉手当の成績率)

- 第14条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の 第14条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の 6第1項若しくは第2項の規定に基づき採用された職員(次 条において「再任用職員」という。) 以外の職員の成績率は 、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務 成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当す るかに応じ、第1号、第2号及び第4号にあっては当該各号 に定める割合の範囲内において、第3号の場合にあっては同 号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする 。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第39条第1項及 び給与等条例第30条第1項の職員が著しく少数であること等 の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によること が著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員 会と協議して、別段の取扱いをすることができる。
 - (1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の117.5以上100分 の195以下(給与条例第38条第2項に規定する特定幹部職 員(以下この条及び次条において「特定幹部職員」という 。) にあっては、100分の141.5以上100分の235以下)
 - (2) 勤務成績が優秀な職員 100分の106以上100分の117.5 未満 (特定幹部職員にあっては、100分の127以上100分の 141.5未満)
 - (3) 勤務成績が良好な職員 100分の94.5 (特定幹部職員 にあっては、100分の114.5)
 - (4) 勤務成績が良好でない職員 100分の94.5未満 (特定 幹部職員にあっては、100分の114.5未満)

2 • 3 「略]

- 第14条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について 第14条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について 監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該 職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号及び第 3号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第 2号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命 権者が定めるものとする。
 - (1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の49.5以上</u>(特定幹部

改正後

(勤勉手当の成績率)

- 6第1項若しくは第2項の規定に基づき採用された職員(次 条において「再任用職員」という。) 以外の職員の成績率は 、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務 成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当す るかに応じ、第1号、第2号及び第4号にあっては当該各号 に定める割合の範囲内において、第3号の場合にあっては同 号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする 。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第39条第1項及 び給与等条例第30条第1項の職員が著しく少数であること等 の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によること が著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員 会と協議して、別段の取扱いをすることができる。
- (1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の112.5以上100分 の185以下(給与条例第38条第2項に規定する特定幹部職 員(以下この条及び次条において「特定幹部職員」という 。) にあっては、100分の136.5以上100分の225以下)
- (2) 勤務成績が優秀な職員 100分の101以上100分の112.5 未満 (特定幹部職員にあっては、100分の122以上100分の 136.5未満)
- (3) 勤務成績が良好な職員 100分の89.5 (特定幹部職員 にあっては、100分の109.5)
- (4) 勤務成績が良好でない職員 100分の89.5未満 (特定 幹部職員にあっては、100分の109.5未満)

2 • 3 「略]

- 監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該 職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号及び第 3号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第 2号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命 権者が定めるものとする。
- (1) 勤務成績が優秀な職員 100分の47以上 (特定幹部職

職員にあっては、100分の59.5以上)

- (2) 勤務成績が良好な職員 100分の46 (特定幹部職員に あっては、<u>100分の56</u>)
- (3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の46未満</u>(特定幹 (3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の43.5未満</u>(特定 部職員にあっては、100分の56未満)

2 [略]

員にあっては、<u>100分の57以上</u>)

- (2) 勤務成績が良好な職員 100分の43.5 (特定幹部職員 にあっては、<u>100分の53.5</u>)
- 幹部職員にあっては、100分の53.5未満)

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。